

1 設立認可申請書類の提出先について

医療法人の設立認可等については医療法により都道府県知事の事務とされていますが、神奈川県ではこの事務を横浜市長、川崎市長、相模原市長及び横須賀市長に移譲しています。

このため、医療法人の主たる事務所の所在地や開設する医療施設の所在地により、申請書等の提出先が異なります。

※ 本手引書は神奈川県内の横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市以外の地域において医療施設を一ヵ所開設する医療法人を設立する場合を中心に記述しております。それ以外の医療法人を設立しようとする場合は次の区分により本書の記載事項を読み替えてください。

- ・ **横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市の各市内においてのみ医療施設を開設する場合**

提出先は各市になりますので、次のとおり読み替え、各市の担当部署あてに提出してください。

(提出書類の詳細等については、各担当部署にご確認ください。)

神奈川県知事 → 各市長

医療企画課 → (横浜市の場合)

横浜市医療局健康安全部医療安全課

(川崎市の場合)

川崎市健康福祉局保健医療政策部医事・薬事担当

(相模原市の場合)

相模原市健康福祉局保健衛生部地域保健課

(横須賀市の場合)

横須賀市民生局健康部保健所企画課

- ・ **横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を含む県内の二以上の市町村域において医療施設を開設する場合 (例：横浜市と横須賀市で開設し、法人化)**

提出先は神奈川県になりますので読み替えは不要です。

提出先 →神奈川県健康医療局保健医療部医療企画課

- ・ **横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市以外の県内の市町村域において医療施設を開設する場合 (例：平塚市で開設し、法人化)**

提出先は神奈川県になりますので読み替えは不要です。

提出先 →神奈川県健康医療局保健医療部医療企画課

2 設立認可申請書類の作成について

(1) 設立認可申請書

医療法人を設立しようとする場合は、「医療法人設立認可申請書」に必要事項を記入し、添付書類を添えて設立代表者名で、神奈川県知事あて申請することが必要です。

(2) 設立認可申請書類作成上の注意

- ① 用紙は、A4判を縦にして左横書き、左とじとします。
- ② 書類はなるべく、様式を県ホームページからダウンロードの上、Word によって作成してください。
- ③ 設立認可申請書の最上部（かがみ）に表紙をつけないようにしてください。
- ④ 設立認可申請書は、設立代表者名で作成し、住所は設立代表者個人の住所にしてください。（神奈川県内在住の場合は市名から、県外在住の場合は県名から記載してください。）
- ⑤ 設立総会議事録については、全頁に設立者全員の割印が必要です。また、A4判より小さい添付書類は、台紙に貼っていただき、台紙との間に設立者全員の割印を押してください。
- ⑥ 申請書正本1部及び副本2部は、県担当者の指示を受けてから提出してください。正本については原本証明されているもの以外は全て原本（医師（歯科医師）免許証、不動産賃貸借契約書、リース契約書等は写しで結構です。）とし、2穴ひも綴じにしてください。

なお、副本については正本の写しで差し支えありません。（正本と副本で両面印刷・片面印刷の差異や拡大・縮小コピーの差異が生じないようにしてください。）

- ⑦ 申請者の了解のもとに小訂正をすることがありますので、書類の各頁の上部余白にその書類の記名者（定款及び設立総会議事録は設立者全員、その他のものは設立代表者）の捺印をしておくとう便利です。

なお、捺印、捨印及び割印は全て個人の実印でします。

3 必要書類

申請に当たって必要な書類は次のとおりです。

- 1 医療法人設立認可申請書
- 2 定 款
- 3 設立趣意書
- 4 設立当初において当該医療法人に所属すべき財産の財産目録
- 5 財産目録の証明書類
- 6 開設しようとする診療所の概要
- 7 管理者就任承諾書
- 8 管理者となるものの医師（歯科医師）免許証（写）
- 9 役員となるものの役員就任承諾書、履歴書、印鑑登録証明書
- 10 社員及び役員の名簿
- 11 委任状
- 12 設立総会議事録
- 13 設立後2（3）年間の事業計画
- 14 設立後2（3）年間の予算書及び予算明細書
（※実期間が1年6箇月未満の場合は、3年度分の事業計画及び予算書）
- 15 設立代表者の原本証明

※ 書類によっては、さらに詳細な書類の添付が必要になります。

詳細は「Ⅳ 医療法人設立認可必要書類」をご確認ください。

4 注意事項

※社員・役員について

原則として、拠出(寄附)は1名以上、社員は3名以上とし、役員については、医療法人と関係のある特定の営利法人の役員と兼務しないようにしてください。

※不動産等を拠出(寄附)する場合について

土地・建物等を拠出(寄附)される場合には、これを基本財産とすることが望まれます。このため、定款に次の条項を挿入する必要があります。

(基本財産)

第11条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1) ……
- (2) ……
- (3) ……

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由がある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

(以下1条ずつ繰り下げる)

(議決事項)

第23条 次の事項は社員総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む)
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更

(以下、1号ずつ繰り下げる)